令和８年 中間市農業委員会総会（10 月）議事録

1. 開催日時　令和 8 年 10 月 14 日（水）10 時 00 分開会～10 時 26 分閉会

2. 開催場所　中間市地域交流センター　２階　第１会議室

3. 出席委員　７名　会長　柴田　功　　２番　井上　俊子　　３番　田中　久光
　　４番　貞末　重雄　　５番　白橋　宏　　６番　植本　壽
　　７番　日髙　真奈美

4. 推進委員　３名　五郎丸　秀文　牛尾　裕次　森　眞智利

5. 傍 聴 者　１名　柴田　広辞　阿部　伊智雄　原口　佳三

6. 事 務 局　３名　宮﨑事務局長　花田補佐　坂本

7. 議事日程について
　議案第 15 号　農地法第３条の規定による許可申請について（所有権設定）

【議事内容】

○○議長：ただいまの出席委員は７名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和８年 10 月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。
報告事項はございませんので議決事項についてを議題といたします。
議案第 15 号「農地法第３条の規定による許可申請について（所有権設定）」を議題といたします。
それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：はい。資料１ページをお開きください。議案第 15 号「農地法第３条の規定による許可申請について（所有権設定）」です。今回１件所有権移転の提出がなされておりますのでご説明いたします。
農地の所在中間市大字垣生字八人町○○○○。面積 103 ㎡。譲渡人○○○○。住所遠賀郡岡垣町○○○○。譲受人○○○○。住所中間市大字垣生○○○○番地。申請地は元々譲受人が借りて耕作しており、所有者と話して購入することとな

ったため、申請されております。
ご説明した位置図及び写真につきましては3ページに載せていますのでご確認をお願いします。写真のとおり譲受人の近辺に位置しております。作付予定の作物は野菜等を予定しているとのことです。
資料2ページをご覧ください。農地法第3条の農地の権利移動は、同条第2項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第2項第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械はありませんが、同じ地域の農業者が協力して耕作している状況であり、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当いたしません。第2項第2号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第2項第3号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第2項第4号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第2項第5号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第2項第6号地域調和。申請地では、野菜を作付し、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。地元農業委員の〇〇委員、〇〇委員、地元推進委員の〇〇推進委員と事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認していますのでこちらも該当いたしません。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。
今後ですね。総会で説明する際に専門用語等が出てきます。分からなければそれについても質問していただければと思います。

〇〇議長：何かご意見ご質問等は無いでしょうか。
無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第15号を終わります。
続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事 務 局：-福岡県農業委員会ネットワーク機構農政・農地担い手・情報について
-農業委員会の積立金の使途について-
-忘年会について-

○○議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第９条により議長において、○○委員、○○委員を指名いたします。
以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。